

「堺あったかぬくもりプラン4」（第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画）（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
○「第1章 計画の策定にあたって」について		
1	<p>●地域共生社会に向けた包括的な支援のイメージ図について （関連ページ P3）</p> <p>厚生労働省が作成した「地域共生社会に向けた包括的な支援のイメージ」を掲載しているが、この内、生活困窮者支援はもっと理念的に広く、各分野を包括するものではないか。</p>	<p>生活困窮者支援は高齢者、障害者、子どもなどの各福祉分野に広く関わるものですが、経済的状況はさまざまであると思料されます。各福祉分野の支援を行ううえで必要な視点として捉え、計画を推進してまいります。</p>
○「第3章 計画の推進目標」について		
1	<p>●歩行障害者のための歩道路面の改善について （関連ページ P37）</p> <p>障害者が安全に歩ける歩道に改善していただきたい。</p>	<p>関係する計画の一つである「バリアフリー基本構想」などと連動させ、安心して、生活しやすい環境をつくる取組を進めてまいります。</p>
○「第4章 市が重点的に取り組む施策」について		
1	<p>●包括的な支援について （関連ページ P42～43）</p> <p>包括的な支援については強く期待する。</p>	<p>社会情勢の変化に伴い、一人の方や世帯でいくつもの困りごとを抱えているなど、福祉や健康に関する市民のニーズは複雑、多様化していることが指摘されています。このため、一つの制度で対応できないことや制度の狭間となっているものもあり、生活全体をとらえ、包括的な支援が求められます。</p> <p>現在、本市では、各区役所に保健福祉総合センターを設置し、高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮、健康などに関する相談支援や各種事業を実施しております。各区の保健福祉総合センターにおいて、どの窓口にも相談しても迅速に必要な支援につなぎ、複合的な課題にも「断らない相談」、「つながり続ける支援」ができるよう、堺市社会福祉協議会や専門機関、関係団体とも効果的に連携しながら、取組を進めてまいります。</p>

「堺あったかぬくもりプラン4」（第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画）（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

2	<p>●相談窓口について （関連ページ P43）</p> <p>厚生労働省のホームページによれば、生活困窮者自立相談支援の窓口が大阪市では各区役所に設置されているようだが、堺市は一つだけとなっている。巡回相談では不十分ではないか。</p>	<p>本市では、週1回、堺区を除く各区への巡回相談を実施するとともに、相談者のご事情等に応じて、随時、巡回相談も実施しております。</p> <p>巡回相談では、相談者や地域住民からの相談をより身近な場所で受け止め、早期発見・早期支援に結びつけるとともに、社協の区事務所の日常生活圏域コーディネーターをはじめ、各区の保健福祉総合センターにおける相談支援など、様々な関係機関と連携を取りながら、相談者一人ひとりに応じた支援を実施しております。</p> <p>今後も、相談者一人ひとりに応じた巡回相談を実施し、様々な関係機関とより一層の連携を図りながら、相談支援の充実を図ってまいります。</p>
3	<p>●依存症への取組について （関連ページ P48）</p> <p>薬物依存症に関する取り組みが書かれているが、依存症はアルコールやギャンブルも問題になっている。もっと取り組みを進めるべきではないか。</p>	<p>依存症の取組については、現在も自助グループと連携しながら、市のこころの健康センターや各区の保健センターにおいて、薬物だけでなく、アルコールやギャンブル等に対する専門相談を実施しております。</p> <p>他県と比較して、特に大阪府では薬物に関する課題が顕在化していることもあり、薬物依存症に対する取組を重点施策の一つとして考えております。</p>
4	<p>●有償やビジネスの視点について （関連ページ P52）</p> <p>コミュニティビジネスや有償ボランティアについては、地域の資源不足や人手不足などの社会問題を新しい仕組みを構築することで解決することを目指していくことと思うが、福祉的な課題を市場的に解決が可能であるという発想が、さまざまな社会問題の根本的な解決を遠ざけるのではないかと危惧される。慎重になるべきではないか。</p>	<p>堺市地域福祉計画推進懇話会等において、コミュニティビジネスや有償ボランティアについては、地域の資源不足や人手不足などの課題解決のほかに、福祉サービスの受け手にとって、経済的な負担にならない範囲内でサービスの対価を支払うことが、心理的な負担軽減につながるというご意見があります。その一方で、サービス提供者にとって、無償であることがやりがいにつながっているというご意見もあり、サービスの受け手と支え手の意識や本市を取り巻く社会的な状況を考慮して検討してまいります。</p>

「堺あったかぬくもりプラン4」（第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画）（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

5	<p>●各相談支援機関の違いについて （関連ページ P54）</p> <p>基幹型包括支援センターと障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センターは何がどのように違うのか。具体的な違いを明確にしていただけないと伝わらない。</p>	<p>障害者基幹相談支援センターは、障害のある方やその家族等からの相談に応じ、地域で安心してその人らしい生活を送れるよう、関係機関と連携しながら支援する機関です。福祉サービスの利用支援をはじめ成年後見や障害者虐待などの権利擁護に関する支援等を行うほか、地域の支援者とのネットワークの構築などの役割も担っています。</p> <p>また、地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門的なスタッフを配置し、高齢者や家族の総合相談、虐待の早期発見・防止、介護予防ケアマネジメントなどを行い総合的に高齢者の生活を支援する機関です。さらに、基幹型包括支援センターは、高齢者の総合相談・支援を行うと共に、困難事例や権利擁護を必要とする場合に、各区内の地域包括支援センターと連携して対応する機関です。</p> <p>ご意見を踏まえて、各相談支援機関について、計画の資料である用語説明に追記いたします。</p>
6	<p>●福祉避難所について （関連ページ P59）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所がどこにあるかわからない。わかりやすくしてほしい。 ・福祉避難所はどこに開設されるのか。 	<p>福祉避難所は高齢者、障害者などの避難生活において何らかの特別の配慮を必要とし、指定避難所での生活が困難な方のための避難所で、本市では、公共施設や民間の高齢者施設、障害者施設などを指定しています。福祉避難所の情報については、市のホームページ（※）などに掲載しております。（参考に福祉避難所に指定されている施設の一覧表を添付しております。）</p> <p>この計画においても、必要な情報を必要な人に的確に伝える視点を重視しており、ご意見を踏まえて、情報をわかりやすく発信することを、意識して推進してまいります。</p>
<p>※市のホームページの掲載場所は、【堺市ホームページ＞暮らしの情報＞防災・災害・消防＞要配慮者（避難行動要支援者）対策＞福祉避難所・福祉避難所一覧】です。</p>		

「堺あったかぬくもりプラン4」（第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画）（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

7	<p>●災害時の個別計画の取組について （関連ページ P59）</p> <p>災害への備えに関し、個別計画の取り組みの記載があるが、個別計画とは何なのか。具体的にはどのようにするものか。</p>	<p>災害の発生時や災害の可能性が高まった際に、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に行う必要があります。このためには、避難支援を要する一人ひとりについては、避難場所や避難方法をあらかじめ確認しておくことが大切です。個別計画とは、平常時から避難行動要支援者について事前把握しておくものです。具体的な内容については、今後、地域や関係団体、事業者などと協議しながら、作成に向けた取組を進めてまいります。</p>
8	<p>●あったかぬくもりの施策の実施について （関連ページ 4章全般）</p> <p>これからもあったかぬくもりの施策を実施してほしい。</p>	<p>「ともに暮らすまち」、「支えあい続けるしくみ」を、わたしたちの「参加と協働」でつくる」を取組の理念として、すべての人のふだんのくらしのしあわせを実現するために、「堺あったかぬくもりプラン4」を推進してまいります。</p>
○「第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」について		
1	<p>●社協の強化について （関連ページ P82）</p> <p>市の計画の中に社協の強化は関係ない。</p>	<p>この計画は、市のみで推進できるものではなく、市民・団体、事業者・企業などのさまざまな主体の参加と協働のもとに推進していくものと考えております。</p> <p>堺市社会福祉協議会は、社会福祉法に地域福祉を推進する団体として規定されており、市内全域に対応できる高い公共性を持つ地域福祉の推進機関です。社協の強化を進めることにより、より公民の協働による地域福祉が推進できると考えております。</p> <p>市は堺市社会福祉協議会とともに取組を進めていくため、市の地域福祉計画と堺市社会福祉協議会の地域福祉総合推進計画を一体的に策定しております。</p>

「堺あったかぬくもりプラン4」（第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画）（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

<p>2</p>	<p>●社協の強化について （関連ページ P82）</p> <p>社協の強化について具体的な内容を示して欲しい。社協として地域を支援する視点で、区事務所の役割、人材の資質の向上などを具体的に示して欲しい。</p>	<p>アンケート調査結果によると、福祉のニーズは複雑化、多様化しており、一つの相談機関での対応が難しいケースが増えています。このため、社協をはじめとする、さまざまな機関や団体と連携し、包括的に相談支援のできるしくみが求められます。</p> <p>相談支援は、市民にとって身近な相談窓口である区役所を基盤として整備していくことが望ましいと考えています。</p> <p>社協の区事務所には区の保健福祉総合センターと協働して包括的な相談支援のための調整や地域での居場所づくりなどを通じて、積極的に地域での「困りごと」や課題を発見し、適切な支援へつなぐといった地域におけるコーディネートの役割を担っていただくよう期待しています。</p> <p>また、市においても、包括的な相談支援の充実に向けた人材育成の取組を進める必要があると考えておりますが、社協においても地域福祉を推進する機関として、専門性を高めるための人材育成に向けた取組を進めていただきたいと考えております。</p>
<p>3</p>	<p>●第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画との整合性について （関連ページ 社協計画全般）</p> <p>社協が策定している「地域福祉活動計画」と市の計画とは整合性がとられているのか。</p>	<p>市は堺市社会福祉協議会とともに取組を進めていくため、市の地域福祉計画と堺市社会福祉協議会の地域福祉総合推進計画を一体的に策定しております。</p> <p>計画を一体的に策定するうえでは、市と社協は一定の緊張関係をもちながら協働を進めていく視点も大切だと考えています。</p> <p>市の地域福祉計画における取組の理念や基本目標は、社協の計画においても共通のものとしており、取組の理念や目標を実現するための施策について、それぞれの役割や立場から、市の計画においては、「第4章 市が重点的に取り組む施策」へ、社協においては、「第6次地域福祉総合推進計画」に社協が重点的に取り組むことを記載しております。</p>

「堺あったかぬくもりプラン4」（第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画）（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

4	<p>●社協の区別計画について （関連ページ 社協計画全般） 社協は区別に計画を策定されるのか。</p>	<p>市の地域福祉計画と堺市社会福祉協議会の地域福祉総合推進計画は一体的に策定しております。市の地域福祉計画には、各区保健福祉総合センターにおける相談支援の充実など、区に関する内容を包含しており、社協の計画においても区に関する内容を包含しております。</p>
○計画全般、その他について		
1	<p>●計画の名称について 題名が地域福祉となっていることから、ボランティアのことだけ書かれていると思われたが、役所が足元からしっかりとがんばろうとしていることが書かれており、大変いいことなので、地域福祉ではない名前の方がいいのではなか。</p>	<p>戦後の社会福祉は法律に基づく施設での支援を中心に行われてきましたが、福祉ニーズが多様化するなかで、地域のさまざまな主体が担い手となり、地域での生活を支える取り組みが広がってきました。こうした状況をふまえ、2000年（平成12年）に社会福祉法が改正され、地域福祉計画を策定し、公・民が協働して地域福祉を推進することになりました。この計画は、社会福祉法第107条に基づく計画であり、条文において、「地域福祉計画」という名称が明記されています。このため、地域福祉計画の名称を変更することは困難ですが、市、社協、市民・団体、事業者・企業等の多様な主体の参加と協働で地域福祉を推進するよう、この計画も活用して理解をいっそう広げていきます。</p>
2	<p>●計画の周知について このような計画を堺市が作っているとは知らなかった。一人ひとりの権利が守られるような実践、仕組みへとつながっていくことを期待している。</p>	<p>計画の策定や内容について、各関係機関や市民の皆様へ周知し、取組を推進していきたいと考えています。</p>

「堺あったかぬくもりプラン4」（第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画）（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方

3	<p>●老人福祉センターについて</p> <p>長寿支援課が別に示している老人福祉センターの廃止についての基本指針（案）を取り下げるべきではないか。</p>	<p>「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針（案）」では、人口減少と少子高齢化が急速に進展している今日において、高齢者の介護予防や社会参加に資する事業を中心に機能を強化していくために、入浴事業を廃止し、限りある資源や財源をより有効に活用しながら、持続的な発展をめざす必要があると考え、検討を進めているものです。今後、施設に求められる役割や機能を見直し、スペースや財源の適正配分など、時代に合った施設のあり方を検討していくにあたり、パブリックコメントで頂いた意見や市議会での議論も踏まえながら、基本指針の策定に向けて、検討を進めてまいります。</p>
4	<p>●生活保護について</p> <p>最低限度の生活が保障されるような生活保護を作ってほしい。</p>	<p>本市では、各区の保健福祉総合センターにおける相談支援をはじめ、生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」による生活困窮者自立相談支援事業の実施など、生活困窮者支援を実施しております。</p> <p>生活をするうえで困難を抱える人も、地域において、自立した生活をおくることができるよう、計画を推進してまいります。</p>
5	<p>●児童自立支援施設について</p> <p>なぜ、児童自立支援施設をやめたのか。</p>	<p>児童自立支援施設については、子どもたちへの自立支援が確保されることを前提としたうえで、歴史もノウハウもある大阪府の児童自立支援施設において受入体制を整備することが堺市で設置するよりも効果的な手法と判断し、施設整備計画を中断し、大阪府への事務委託の検討を行っています。</p>